

# 大田原市立市野沢小学校いじめ防止基本方針について

日頃より、本校の教育活動に御協力いただき、ありがとうございます。

子どもたちが、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめを未然に防止するとともに、いじめの早期発見・対応・解決のために、保護者の皆様に本校のいじめ防止基本方針について御理解いただき、保護者の皆様と学校が連携して対応していきたいと考えています。

今後とも、御協力お願いいたします。なお、御心配なことなどがありましたら、担任または、学校に御相談ください。

## 1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということ及び「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

### (1) いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人の自己有用感を高める。
- 学業指導の充実、道徳教育、特別活動の充実に努める。
- 児童が主体的にいじめの問題について考え話し合う機会を設定する。
- 教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- 人権が守られた学校づくりに努める。
- 保護者・地域との連携を図る。
- ネットいじめへの対応に努める。



### (2) いじめの早期発見に向けて

- 定期的なアンケート調査、教育相談の実施、電話相談窓口の周知等。  
「なかよしチェック」(毎週金曜日) 「心の健康診断」(毎月1回)
- 組織的な対応。情報交換による共有。
- 児童がいじめを相談しやすい体制の整備。
- 保護者との情報共有。

### (3) いじめの早期解決に向けて

- 児童の安全の確保。
- いじめを行った児童への指導。
- 保護者との連携。
  - ①保護者への報告
  - ②いじめられている児童及び保護者への支援
  - ③いじめた児童への指導及び保護者への助言
- いじめが起きた集団(傍観者)への働き掛け
- ネットいじめへの対応
- 警察等の関係機関との連携



## 2 いじめ防止等の対策のための組織について

「いじめ防止対策委員会」を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行います。また、いじめが発生した際には、解決に向け組織的に対応します。

### 「いじめ防止対策委員会」の対応

#### 1. 報告・調査方針・分担等の決定

- ①目的を明確にする。
- ②行動の優先順位を決める。
- ③いつまでに誰が何をするかを明らかにする。

調査

事実関係の把握

#### 2. 指導方針の決定、指導体制の確立

- 指導、支援の対象と、手立てを明確にする。
  - ・学年、学級への指導、支援
  - ・被害者、加害者等への指導、支援
  - ・傍観者等への指導、支援

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

- ・保護者への連絡  
(複数の教員で、丁寧に対応する)
- ・学校の設置者への報告
- ・関係機関への連絡  
(必要に応じて、警察  
福祉関係、医療関係等)

- ・保護者との連携
- ・学校の設置者との連携
- ・関係機関との連携
- ・地域(児童委員、民生委員等)との連携